

- (1) 刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年長野県公安委員会規則第4号)第2条第2号
- (2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年長野県公安委員会規則第6号)第1条第2号
(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項第2号中「、辰野町交番、伊那市高遠町交番」を「、上田市丸子交番、佐久市望月交番、佐久市臼田交番、伊那市高遠町交番、辰野町交番」に改める。
(警察署協議会運営規則の一部改正)

第4条 警察署協議会運営規則(平成13年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間における別

表の規定の適用については、同表の長野県岡谷警察署協議会の項中「10」とあるのは「7」と、同表の長野県伊那警察署協議会の項中「15」とあるのは「18」とする。

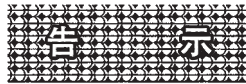
別表の長野県丸子警察署協議会の項及び長野県望月警察署協議会の項を削り、同表の長野県佐久警察署協議会の項中「10」

を「20」に改め、同表の長野県南佐久警察署協議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

警 務 課



長野県告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年3月8日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	ヘルパーステーションばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

(2) 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人すずらん福祉会	介護老人保健施設エーデルこまがね	長野県駒ヶ根市赤穂14421	平成22年3月1日

(3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社庵福祉サポート	宅老所庵	長野県松本市島立4753	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	デイサービスセンターばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人サン・コート	居宅介護支援事業所サン・コート	長野県長野市篠ノ井二ツ柳字神田2076番地2	平成22年3月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	ヘルパーステーションばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業者の名称 社会福祉法人すずらん福祉会	事業所の名称 介護老人保健施設エーデル こまがね	事業所の所在地 長野県駒ヶ根市赤穂14421	指定した年月日 平成22年3月1日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称 合同会社庵福祉サポート	事業所の名称 宅老所庵	事業所の所在地 長野県松本市島立4753	指定した年月日 平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	デイサービスセンターばんり	長野県佐久市長土呂793-12	“ ”

長寿福祉課

長野県告示第102号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター 中信松本病院	松本市大字寿豊丘811	平成25年 3月7日

医療政策課

長野県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
箕輪町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
箕輪都市計画下水道事業 箕輪町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年11月20日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

生活排水課

長野県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
飯島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯島都市計画下水道事業 飯島町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年12月5日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成6年長野県告示第851号、平成12年長野県告示第351号、平成15年長野県告示第468号の事業地のうち、飯島及び七久保地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第105号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成22年3月8日

長野県知事 村 井 仁

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病 予防のため	上田市 小諸市 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺 荒井 西町 平沢 ますみヶ丘 小西郎久保 高遠町 上伊那郡 宮田村 飯田市のうち 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 南木曾町 木祖村 松本市のうち 島内 新村 和田 今井 会田 殿野入 反町 安曇野市のうち 穂高 長野市のうち 信州新町	搾乳の用に供し、又は供する目的 で飼育している雌牛及び当該雌牛と 同一施設内で飼育している牛	平成22年 4月1日 から平成 23年3月 31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則 別表第1に規定されている 検査法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則 別表第1に規定されている 検査法

	須坂市 上水内郡 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 上 南牧村のうち 板橋 海ノ口のうち 野辺山原以外 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺 荒井 西町 平沢 ますみヶ丘 小西郎久保 富県 美篤 東春近 手良 伊那部 中央 上の原 狐島	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成22年 4月1日 から平成 23年3月 31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

下新田			
野底			
前原			
日影			
境			
上新田			
上牧			
若宮			
仙美			
高遠町			
上伊那郡			
辰野町			
箕輪町のうち			
箕輪			
東箕輪			
南箕輪村のうち			
南原区以外			
中川村			
宮田村			
飯田市のうち			
山本			
伊賀良			
上久堅			
千代			
川路			
三穂			
上郷			
下伊那郡			
高森町			
阿智村			
喬木村			
泰阜村			
大鹿村			
木曾郡			
木曾町のうち			
開田高原			
上松町			
南木曾町			
木祖村			
大桑村			
松本市のうち			
島内			
島立			
新村			
和田			
今井			
笹部			
並柳			
芳川			
里山辺			
入山辺			
神林			
笹賀			
岡田			
中山			
内田			
寿			
会田			
殿野入			
反町			
奈川			

<p>塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村</p>			
<p>上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 上 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺 荒井 西町 平沢 ますみヶ丘 小西郎久保 富県 美篤 東春近</p>	<p>繁殖の用に供し、又は供する目的 で飼育している肉用雌牛及び当該雌 牛と同一施設内で飼育している牛</p>		

手良			
伊那部			
中央			
上の原			
狐島			
下新田			
野底			
前原			
日影			
境			
上新田			
上牧			
若宮			
仙美			
高遠町			
上伊那郡			
辰野町			
箕輪町のうち			
箕輪			
東箕輪			
南箕輪村のうち			
南原区以外			
中川村			
宮田村			
飯田市のうち			
山本			
伊賀良			
上久堅			
千代			
川路			
三穂			
上郷			
下伊那郡			
高森町			
阿智村			
喬木村			
泰阜村			
大鹿村			
木曾郡			
木曾町のうち			
開田高原			
上松町			
南木曾町			
木祖村			
大桑村			
松本市のうち			
島内			
島立			
新村			
和田			
今井			
笹部			
並柳			
芳川			
里山辺			
入山辺			
神林			
笹賀			
岡田			
中山			
内田			

	寿 会田 殿野入 反町 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当するものを除く。	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	酵素免疫測定法
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）

家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成21年11月から平成22年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成22年6月1日から平成22年11月30日まで	中和試験
豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課

長野県告示第106号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

第4第3項中「前第2項」を「前2項」に改め、同第4に次の1項を加える。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第6中「12月31日」を「補助金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日」に、「翌年の1月15日」を「当該四半期の最終月の翌月15日」に改める。

第7に次の2項を加える。

5 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

6 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11を次のように改める。

(書類の経由)

第11 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長の長を経由するものとする。

別表の公共事業の項中

食の安全・安心確保基盤整備促進対策事業	土地改良事業の実施に伴って生じ、土地改良区等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理対策事業	事業費	10分の5以内
---------------------	--	-----	---------

土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	同上	10分の5以内 3分の2以内
-----------------	--	----	-----------------------

を

農村災害対策整備事業	地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域等において、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画を作成する事業	同上	10分の5以内
食の安全・安心確保基盤整備促進対策事業	土地改良事業の実施に伴って生じ、土地改良区等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理対策事業	事業費	同上
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	同上	同上 3分の2以内

に改め、同表中

公共事業	農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの	同上	同上	同上
県単農業農村基盤整備事業	調査設計事業	農業農村整備事業の円滑な推進に資するために必要な調査、計画及び設計に係るもの	事業費	10分の5以内	

を

公共事業	農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの	同上	同上	同上
	低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	既存の農業集落排水施設の有効利用又は長寿命化を図るため、施設機能診断（既存の農業集落排水施設の機能低下等の状況把握を的確に行うことをいう。この項において同じ。）を実施することにより、市町村全域を対象とした最適な整備構想の策定を行う事業	事業費	10分の10以内。 ただし、施設機能診断に係るものにあつては一施設あ	

				たり200万円、整備構想に係るものにあつては500万円を限度とする。	
県単農業農村基盤整備事業	調査設計事業	農業農村整備事業の円滑な推進に資するために必要な調査、計画及び設計に係るもの	同上	10分の5以内	

に改める。

農地整備課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県諏訪建設事務所長 八幡義雄

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市豊平字北原3228番の1地先から茅野市湖東字中村境4978番の2地先まで	旧	10.0～6.0 m	0.3440 km
		11.3～17.6	0.3320
同 上	新	11.3～17.6	0.3320

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 茅野北杜韭崎線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市湖東字水尻豊3265番の1地先から茅野市豊平字後田3508番の1地先まで	旧	4.5～9.0 m	0.5900 km
		10.0～13.0	0.1830
同 上	新	10.0～13.0	0.1830

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県伊那建設事務所長 小池厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北林飯島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村片桐3729番の9地先から上伊那郡中川村片桐4181番の4地先まで	旧	5.0～12.0 m	0.7588 km
		5.0～33.0	0.4960
同 上	新	5.0～33.0	0.4960

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県飯田建設事務所長 城之内高志

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町字新野2498番の5地先から下伊那郡阿南町字新野2689番地先まで	旧	12.0～12.0 m	0.0586 km
		43.6～69.3	0.0586
同 上	新	43.6～69.3	0.0586

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯田富山佐久間線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
飯田市龍江247番の7地先から 飯田市龍江69番の1地先まで	旧	5.0~12.5	0.1757
同 上	新	8.7~23.0	0.1728

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 時又中村線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
飯田市時又517番の4地先から 飯田市時又519番の6地先まで	旧	5.7~11.5	0.0715
同 上	新	7.0~15.5	0.0715

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 米川飯田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
飯田市龍江65番の5地先から 飯田市時又511番の3地先まで	旧	8.5~16.0	0.3112
同 上	新	8.5~16.0 11.0~33.5	0.3112 0.2935

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 粟野御供線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
下伊那郡阿南町北条1909番の1地先から 下伊那郡阿南町北条2030番地先まで	旧	1.0~6.5	0.0565
下伊那郡阿南町北条1902番の1地先から 下伊那郡阿南町北条1905番の10地先まで		14.0~21.0	0.0468
同 上	新	14.0~21.0	0.0468

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所におい

て、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 新田松本線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
東筑摩郡山形村4535番の3地先から 東筑摩郡山形村5009番の10地先まで	旧	7.9~12.1	0.1010
同 上	新	8.8~13.1	0.1010

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 403号
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8129番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8387番の1地先まで	旧	4.8~12.4	0.5588
同 上	新	4.8~12.4 9.6~44.8	0.5588 0.4560

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県飯田建設事務所長 城之内高志

- 1(1) 路線名 418号
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡阿南町字新野2498番の5地先から
 下伊那郡阿南町字新野2689番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月8日

- 2(1) 路線名 飯田富山佐久間線
 (2) 供用を開始する区間
 飯田市龍江247番の7地先から
 飯田市龍江69番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日
- 3(1) 路線名 時又中村線
 (2) 供用を開始する区間
 飯田市時又517番の4地先から
 飯田市時又519番の6地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日
- 4(1) 路線名 米川飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 飯田市龍江65番の5地先から
 飯田市時又511番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
 2 供用を開始する区間
 松本市鎌田1丁目4799番の10地先から
 松本市鎌田1丁目4904番の7地先まで
 3 供用を開始する期日 平成22年3月8日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

- 1 路線名 403号
 2 供用を開始する区間
 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8129番の1地先から
 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8387番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成22年3月8日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
長野県電子計算機のデータ入力業務 一式
 - (2) 役務の特質
電子計算機の処理に係るデータ入力業務
 - (3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 入札方法
数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 県内に本店又は支店を有する者。
 - (5) 本県使用大型汎用機（OS:OSIV/XSP）で処理可能な電子計算機データを提供できる者。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026(235)7071
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所